

2022年5月16日

株主各位

東京都港区台場二丁目3番1号
株式会社メディロム
代表取締役 江口康二

第22回定時株主総会継続会開催ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会継続会（以下、「本継続会」といいます。）を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本継続会は、2022年3月29日開催の第22回定時株主総会と一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は、第22回定時株主総会において議決権を行使することができる株主様と同一となります。

また、新型コロナウイルスの感染拡大が続いており、本継続会へのご来場は極力お控えいただけますようお願い申し上げます。

今後の状況により本継続会の運営に大きな変更が生じる場合には、以下の当社のウェブサイトにてお知らせいたします。

- ・当社ウェブサイト (<https://medirom.co.jp/ir>)

敬具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 2022年5月27日（金曜日） 午前9時（受付開始 午前8時30分） |
| 2. 場 所 | 東京都港区台場二丁目3番1号 トレードピアお台場23階
S 小ホール |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 第22期（自2021年1月1日至2021年12月31日）事業報告
の内容及び計算書類の内容報告の件 |

以 上

第22期 事業報告

自 2021年 1月 1日

至 2021年 12月31日

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び活動

当事業年度（2021年1月1日から2021年12月31日まで）におけるわが国経済は、前事業年度に引き続き新型コロナウイルスの感染拡大とそれに伴う緊急事態宣言の発動による経済活動の低迷や、その後の回復及び感染再拡大等、経済の先行きに不透明感が漂っております。

このような状況のなか、リラクゼーション業界全体におきましては、第1回緊急事態宣言が発動された2020年4月～5月のような混乱期は脱したものの、2021年の1～8月までの間に3回の緊急事態宣言が発動され、その後の収束期を挟んでオミクロン株の流行により蔓延防止措置が発動される等、引き続き新型コロナウイルスの感染の動向に大きく左右される状況に置かれております。

当社におきましても、2021年1月8日から3月21日にかけて実施された緊急事態宣言により、当社リラクゼーション・サロンの多くが集中する東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県において、当社リラクゼーション・サロンが主に入居している商業施設の運営者の多くが商業施設の営業を午後8時までと致しました。この結果、第2回緊急事態宣言の期間を通して76店舗が時短営業、1-2店舗が休業を余儀なくされました。これに続き、4月25日から5月11日にかけて、第3回緊急事態宣言が発動され、東京都・大阪府・京都府・兵庫県が適用対象となり、5月6日には政府により緊急事態宣言の5月31日までの延長及び福岡県・愛知県への適用範囲の拡大が発表されました。これにより商業施設及び温浴施設に入居している当社リラクゼーション・サロンの営業が影響を受けました。5月10日時点で、28店舗が時短営業を余儀なくされ、36店舗が休業いたしました。

このような厳しい市場環境に対し、当社グループでは、時短営業等によって余剰となったセラピスト人員を人員が不足している店舗に異動させる、休業命令を出す、政府の助成金を申請する等の対応を取ってまいりました。

また、当社は当事業年度において、主に以下のような事業活動を実施いたしました。

- ① リラクゼーション・サロン事業の運営効率化を期し、これまで当社、子会社・株式会社ベル・エポック・ウェルネス（以下「ベル社」）、子会社・株式会社デコルテ・ウェルネス（以下「デコルテ社」）に分かれて運営しておりました商業施設・路面でのリラクゼーション・サロン事業を、7月1日付でベル社を存続会社として当社当該事業を会社分割、デコルテ社を吸収合併により1社に統合致しました。当該会社は11月1日をもって株式会社ウイングに社名変更されました。この結果、当社はグループ運営の中核を担う持株会社機能、MOTHER事業・LAV事業を中心とした健康関連テクノロジー事業（以下「ヘルステック事業」）、グループ会社の店舗開発を支援する開発機能、グループ会社の人事・経理・総務・法務等の管理業務を提供する経営管理機能に集中する法人となり、収益の中心がリラクゼーション・サロンの運営収益から、グループ会社に経営管理サービスや店舗出店・売却の支援、経営戦略立案や人事制度の運営支援等を提供して経営指導料を徴収するモデルに切り替わりました。
- ② 当社グループ運営リラクゼーション・サロン事業のさらなる成長を期し、5月6日をもってアジアン手技をコンセプトにRuam Ruamブランドのサロン店舗を運営する株式会社サワンの株式を100%買収いたしました。同ブランドは東京、埼玉、神奈川、千葉に合計13店舗を運営しており、駅近好立地と充実した教育研修制度による高い顧客満足と高単価を実現している点で、当社の運営するサロン事業と親和性が高い

と考えております。

- ③ 当社のグループポートフォリオの拡充、当社の持つフランチャイズ事業運営及び技能職従業員の独立開業支援のノウハウ移管による事業機会の拡大を狙いとして、10月1日に株式会社ザック(以下「ザック社」)の株式を60%取得いたしました。ザック社は元祖カリスマ美容師と言われる高橋和義氏が青山エリアで経営する美容院ZACCの運営会社であり、高いブランド力と顧客基盤を築いております。今後当社グループの従業員独立支援・フランチャイズ運営ノウハウを移植することで、ザック社の成長を支援していくことを企図しております。その足掛かりとして、株式取得と前後して銀座にて新店舗をオープンいたしました。
- ④ 新規出店については、新型コロナウイルスの感染動向を注視しながら慎重に進めつつも、足元の店舗収益及び出店機会を両睨みで見据え、店舗撤退と新規出店のスクラップ・アンド・ビルドを実施してまいりました。この結果、12月末時点でのグループ店舗数は312店となりました。
- ⑤ 自社開発アプリLAVを用いた特定検診・保健指導事業では、業務受託先である健康保険組合への営業を強化し、12月末時点で43健康保険組合との業務委託契約を締結いたしました。7月には特定保健指導事業でのサービス提供実績を足掛かりに、消費者向けに健康データ管理アプリLAVを開放し、消費者に対しデトックスやダイエットをコーチングするサービスを開始いたしました。
- ⑥ 充電不要の健康トラッカー「MOTHER」の開発を進め、クラウドファンディングサイト「MAKUAKE」にて1,292人のサポーターから合計56百万円の予約販売の取り付けに成功いたしました。当製品は「MOTHER Bracelet」という製品名にて2022年5月に販売を開始いたしました。
- ⑦ 米国サーベンス・オクスレー法の求める会社による内部統制評価に対応し、また、業務効率を改善することを目指し、子会社を含む日常の業務プロセス及び決算・財務報告プロセスに係る内部統制の構築及び評価のための文書化を実施いたしました。また、同様の目的のため、会計システム及び基幹プロセスの入れ換えに着手致しました。

これらの結果、当社は売上高 1,852,932千円(対前期比436,823千円増)、営業損失 153,186千円(対前期比435,540千円改善)、経常損失121,183千円(対前期比828,358千円改善)、当期純損失139,539千円(対前期比940,112千円改善)となりました(当社単体、日本基準)。

今後は当事業年度に引き続き子会社に引き継いだリラクゼーション・サロン事業の収益基盤を再構築し直すとともに、当事業年度第4四半期から行った投資家への店舗売却・運営受託モデルを着実に実施することで、投資回収の早期化とリターンの最大化、収益の多様化と安定化を図り、回収した投資資金を元に新規投資の加速を目指してまいります。また、MOTHER事業・LAV事業を着実に軌道に乗せ、リラクゼーション・サロン事業以外の収益源の確保に努めて参ります。同時に基幹業務システムの刷新による効率化、開示・決算業務にかかわる間接業務コストの低減を通じ、いち早い利益体質の回復と更なる業績の向上を目指す所存です。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は、57,518千円となりました。その主な内容は、新店出店による内装工事及び資産の取得25,913千円、消費者販売のためのLAVのバージョンアップによるソフトウェア資産の増加13,910千円、MOTHER Bracelet製造のための資産の取得8,619千円、名古屋オフィス開設に伴う内装工事及び資産の取得6,437千円であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度において、前事業年度に米国ナスダック・キャピタル・マーケット市場に上場した際に主幹事証券であるMAXIM GROUPに付与したオーバーアロットメントによる新株予約権の行使がなされ、87,642千円の資金調達を行いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

2021年7月1日付で、会社分割によりリラクゼーション・サロン事業をベル社に会社分割致しました。これに伴い、当社の6月末時点の店舗資産102,601千円（うち建物附属設備102,382千円、工具器具備品210千円）をベル社に移管いたしました。

(5) 対処すべき課題

2022年1月より、新型コロナウイルスの再拡大に伴い、蔓延防止措置が発動されました。これに連動する形で、当社サロンが入居する一部商業施設で時短営業が実施されており、売上に対する影響を受けております。当社は当社グループの経営管理機能・戦略立案機能・ファイナンス機能・店舗開発機能を担うグループ中核会社として、子会社に対する経営指導料を主な収益源としており、子会社における事業収益が、当社収益に直結いたします。

従って、引き続き感染症対策に努めることで、お客様に安心して当社サロンをご利用いただけるようにするとともに、日本最大規模のセラピスト教育研修施設・教育システムを活用した高品質サービスを提供することで、更なる顧客満足の向上と売上の拡大を目指してまいります。と同時に、システムの導入・更新を進め、業務の効率化を図ることで経費の節減に努め、収益の回復を図ってまいります。

また、当社グループ企業が運営するリラクゼーション・サロンを投資対象商品とし、より有利な投資商品を求める投資家に販売して店舗運営は引き続き当社グループにて担っていく新たなビジネスモデルへの転換を今事業年度第4四半期より図ってまいりました。既に当事業年度には、同モデルに基づいて14店舗を662百万円で売却する契約をウィング社にて締結いたしました。当該ビジネスモデルでは、店舗から得られる損益実績を元に一部バッファを設けた想定利益を6~8%の利回りで除した金額を販売価格としております。これにより、従来の自己による店舗運営を前提とするがゆえにより高い事業リスクを販売金額に反映させるフランチャイズ・オーナーに販売するよりも、当社に有利な価格での販売が可能であると考えております。今後も定期的に当社直営店舗を自己運営を前提としない投資家に販売することで、店舗資産への投資リターンを最大化と早期回収を実現し、それを新規店舗開発に再投資することで、事業成長を加速することを企図しております。と同時に、想定利回りを上回った利益については、その80%を当社グループ企業が「成功報酬」として受け取ることで、収益の多様化と売却後でも店舗からの持続的な収益の獲得を行ってまいります。

一方で、リラクゼーション業界で唯一上場している企業としての信用力を活用し、同業他社の買収のための調査検討は引き続き前向きに取り組んでまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移(日本基準)

区 分	第 18 期 (2017年 12月期)	第 19期 (2018年 12月期)	第 20期 (2019年 12月期)	第 21期 (2020年 12月期)	第 22期 (2021年 12月期)
売 上 高	2,338,514千円	2,199,344千円	1,748,994千円	1,416,109千円	1,852,932千円
経 常 利 益	29,127千円	75,003千円	△45,664千円	△949,541千円	△121,183千円
当 期 純 利 益	2,414千円	△56,724千円	△310,158千円	△1,079,651千円	△139,539千円
普通株式に係る1株当 り当期純利益	0円64銭	△15円06銭	△82円76銭	△268円26銭	△28円61銭
総 資 産	2,590,775千円	2,297,140千円	2,511,105千円	3,041,593千円	2,353,098千円
純 資 産	176,107千円	118,614千円	408,456千円	379,865千円	△30,560千円
普通株式に係る1株 当たり純資産額	48円29銭	32円24銭	126円40銭	77円37銭	△7円62銭
自 己 資 本 比 率	6.79%	5.16%	16.26%	12.48%	△1.29%

(注1) 第19期において、当社は子会社である株式会社メディロム・ヒューマン・リソース（旧社名：株式会社リラク・ウェルネス）に対し、労働者派遣事業及び有料職業紹介事業の譲渡を実施したため、同事業に関連する2018年9月1日から同年12月31日までに対応する売上高が減少しており、その影響額は131,038千円であります。

(7) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社

名称	資本金	当社の議決権比率	主要な事業
株式会社ウィング	1百万円	100%	リラクゼーション業
株式会社メディロム・ヒューマン・リソース	10百万円	100%	人材派遣、職業紹介業
株式会社ジョイハンズ・ウェルネス	1百万円	100%	リラクゼーション業
株式会社ベル・アンド・ジョイ・パワーパートナーズ	1百万円	100%	業務委託管理業
株式会社サワン	500千円	100%	リラクゼーション業
株式会社ザック	10百万円	60%	ヘアサロン事業

(注) 株式会社ベル・エポック・ウェルネスは、2021年7月1日付で株式会社デコルテ・ウェルネスと合併し、同時に当社のRe. Ra. Kuブランドを中心とするリラクゼーション・サロン運営事業の会社分割を受けております。また、同社は2021年11月1日付で株式会社ウィングに社名変更しております。

② 重要な関連会社

記載すべき事項はございません。

(8) 重要な企業結合等の状況

記載すべき事項はございません。

(9) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

事業区分	事業内容
スタジオ運営事業	リラクゼーション店舗の直営事業及び運営受託事業
フランチャイズ事業	フランチャイズ契約に基づくリラクゼーション店舗の運営支援事業
教育・スクール事業	リラクゼーション店舗で施術を行うセラピストの教育事業
ヘルステック事業	アプリケーション・デバイスを活用した健康指導事業、ヘルストラッカー「MOTHER」の企画販売事業(開発中)
ヘアサロン事業	ヘアサロンZACCの運営

(10) 主要な営業所 (2021年12月31日現在)

本社及びリラクカレッジ 東京都港区台場2丁目3-1 トレードピアお台場16階

名古屋オフィス及びリラクカレッジ 愛知県名古屋市中村区名駅南2-10-22

(11) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢
49名	2名減	33.0歳

(注) 上記は、正規従業員の状況であります。

(12) 主要な借入先 (2021年12月31日現在)

借入先	借入残高(千円)
東日本銀行	294,880
日本政策金融公庫	253,680
商工組合中央金庫	100,000
株式会社ザック(当社子会社)	100,000
城南信用金庫	19,820

2. 株式の状況に関する事項 (2021年12月31日現在)

① 発行可能株式総数	普通株式	19,899,999株
	A種類株式	1株
② 発行済株式の総数	普通株式	4,975,000株
	A種類株式	1株

(注) 発行済株式の総数には 92,500 株の自己株式を含んでおります。

③ 株主数	普通株式	38名(自己株式除く)
	A種類株式	1名

④ 大株主

株主名	保有株式数			議決権比率
	普通株保有数	A種類株保有数	合計保有数	
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン	2,147,345		2,147,345	43.98%
江口 康二	1,884,960	1	1,884,961	38.61%
川口 大八郎	200,000		200,000	4.10%
リラクグループ持株会理事長 宮原 京太	143,952		143,952	2.95%
上口 正人	57,400		57,400	1.18%
梅崎 陽平	55,000		55,000	1.13%
井上 武夫	47,100		47,100	0.96%
藤原 史利	40,000		40,000	0.82%
青木 美紀	31,000		31,000	0.63%

(注1) 当社は自己株式を 92,500 株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(注2) 議決権比率はA種類株式を除く普通株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況に関する事項（2021年12月31日現在に発行している新株予約権）

① 第5回新株予約権

発行決議の日	平成 27 年 12 月 21 日
新株予約権の数	171 個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	85,500 株
新株予約権の発行価格	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 400 円
行使期間	平成 29 年 12 月 22 日から 平成 37 年 12 月 21 日まで

② 第7回新株予約権

発行決議の日	平成 28 年 12 月 21 日
新株予約権の数	73,000 個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	73,000 株
新株予約権の発行価格	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 2,000 円
行使期間	平成 30 年 12 月 22 日から 平成 38 年 12 月 21 日まで

③ 第8回新株予約権

発行決議の日	令和2年10月2日
新株予約権の数	150,000個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	150,000株
新株予約権の発行価格	0.23円
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,000円
行使期間	令和3年10月1日から 令和8年9月30日まで

④ 第9回新株予約権

発行決議の日	令和2年10月2日
新株予約権の数	294,800個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	294,800株
新株予約権の発行価格	22円
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり128円
業績条件	2020年、2021年、2022年12月31日を決算期末とする各事業年度のいずれかで、米国会計基準によるグループ連結売上高3,271,407千円（決議時点ではサブリース売上に純額計上していたため、現行の当社で採用している会計基準ベースで3,908,264千円に相当）以上であること。
行使期間	令和3年10月1日から 令和6年9月30日まで

4. 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況（2021年12月31日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役	江口 康二	ヘルステック ユニット	株式会社メディロム・ヒューマン・リソース 代表 取締役 一般社団法人日本リラクゼーション業協会 理事
取締役	藤原 史利	バックスオフィス ユニット	イーグルストーン・キャピタル・マネジメント株式会 社 代表取締役
取締役	小川 智也	社外取締役	クリアーション株式会社 代表取締役
取締役	野嶋 朗	社外取締役	株式会社ノートラック 代表取締役
常勤監査役	島田 峰一		
監査役	佐藤 靖	社外監査役	青山学院大学経営学部 教授
監査役	狩生 司	社外監査役	狩生税理士事務所 所長 ファイブリング株式会社 社外監査役

② 主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	小川 智也	当事業年度開催の取締役会 15回のうち 15回（100％）に出席し、必要に応じ、企業経営者としての専門的見地からの発言を行っております。
社外取締役	野嶋 朗	当事業年度開催の取締役会 15回のうち 15回（100％）に出席し、必要に応じ、企業経営者としての専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役	佐藤 靖	当該事業年度開催の取締役会 15回のうち 14回（93％）、監査役会 12回のうち 12回（100％）に出席し、必要に応じ、経営学者としての検知からの発言を行っております。
社外監査役	狩生 司	当該事業年度開催の取締役会 15回のうち 13回（87％）、監査役会 12回のうち 12回（100％）に出席し、必要に応じ、税理士としての検知からの発言を行っております。

5. 会計監査人の状況に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人奏令

(2) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

① 事業年度に係る会計監査人としての報酬 814万円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 814万円

(注) 当社監査役会が監査法人奏令の報酬等について同意した理由は、会計監査人としての独立性および専門性の有無、監査報酬等を総合的に勘案し検討した結果、適任と判断したためであります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 子会社の監査に関する事項

当社は上記の会社法に基づく会計監査の他に、米国ナスダック市場に上場しており、米国会計基準にて連結財務諸表を作成しております。そのため、日本基準で作成した連結財務諸表を米国会計基準に転換し作成した米国SEC及びナスダック市場に提出すべき財務報告書類に関し、Baker Tilly US, LLPによる会計監査を受けております。このため、子会社単独では監査を受けておりませんが、子会社を含めた連結財務報告について監査を受けております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案し、再任もしくは不再任の決定を行います。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制(いわゆる内部統制システム)に関する基本方針は、次のとおりであります。

① メディロムグループの取締役等及び使用人の職務執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制(コンプライアンス体制)

※ 取締役等(取締役、執行役員及びその他の業務執行者を指す。以下同じ。)

当社の取締役は、メディロムグループにおけるコンプライアンスの基本方針を決定するとともに、これを実効化する組織及び規程を整備し、メディロムグループの各社の活動に組み込むことにより推進する。併せて、コンプライアンスに関する教育を実施するとともに、コンプライアンス違反発生時の対応に関する手順を明確化し、これをメディロムグループの各社に周知する。これらの体制の構築、運用状況については、当社内部監査部門が内部監査を実施し又はメディロムグループの各社内部監査部門が実施した内容監査について報告を求めるとともに必要に応じて助言等を行う。また、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の報告体制を構築し、その有効かつ効率的な運用及び評価を行う。

② 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(情報保存管理体制)

当社の取締役は、職務執行に係る情報を記録した文書(電磁的記録を含む。)を作成・保存するものとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。情報管理については、「情報セキュリティ基本方針」、「個人情報保護方針」に基づき、これを行う。

③ メディロムグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制(リスクマネジメント体制)

当社の取締役は、メディロムグループにおけるリスクマネジメントの基本方針を決定するとともに、これを実効化する組織及び規程・細則・内規・ガイドライン・マニュアルを整備し、メディロムグループの各社の活動に組み込むことにより推進する。併せて、リスクマネジメントに関する教育を実施するとともに、リスクの開示及びクライシス発生時の対応に関する手順を明確化し、これをメディロムグループの各社に周知する。これらの体制の構築、運用状況については、当社内部監査部門(メディロムグループの各社内部監査部門を含む。)がメディロムグループの各社の内部監査を実施する。

④ メディロムグループの取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制(効率的職務執行体制)

当社の取締役は、以下の事項を主な内容とする経営管理システムを整備して、メディロムグループの取締役等の職務執行における効率性を確保する。

- メディロムグループ全体に影響を与える重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するために、取締役会のほかグループ経営会議を組織

し、これを審議する。

- 当社に業務執行の責任者となる執行役員を選任するとともに、必要に応じメディロムグループの各社に取締役を派遣し、適正な業務執行・意思決定の監督をする。
- 職務権限規程に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行を行う。
- メディロムグループの各社ごとに年度計画として定量・定性目標を策定し、四半期モニタリング等を通じて業績管理を行う。

- ⑤ メディロムグループの取締役等の職務執行の報告に関する体制及びその他の業務の適正を確保するための体制(職務執行の報告及びその他のグループ内部統制体制)

当社の取締役は、メディロムグループの各社に対し、以下の事項を含むメディロムグループの各社に適用されるルール、基準を整備し、これに則った経営管理を行い、また同ルール等に基づく各種報告を要請する。

- メディロムグループの各社のガバナンス及びモニタリングに関する事項
 - メディロムグループの各社における内部統制システムの整備に係る指導及び管理に関する事項
 - メディロムグループの情報伝達体制※に関する事項
 - 当社経営監査部によるメディロムグループの内部監査に関する事項
- ※ メディロムグループ内における情報共有化のための体制や内部通報制度をはじめとする事項

- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(以下総称して、監査役関連体制)

当社の取締役は、当社の監査役の職務を補助する使用人を任命する。この使用人は、監査役の職務を補助するものとし、監査役の指揮命令に服する。

- ⑦ 前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役による当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

前号の使用人としての独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動及び評価等の人事に関する事項の決定には、当社の監査役の同意を必要とする。なお、当該使用人は、業務執行に係る役職を兼務せず、当社の監査役の指揮命令のみに従う。

- ⑧ メディロムグループの取締役、監査役及び使用人が当社の監査役に報告をす

るための体制

当社の取締役は、当社監査役監査基準等の定めるところにより当社の監査役があらかじめ指定した事項について、当社の監査役に報告する。主な事項は、以下のとおりとする。

- メディロムグループの各社に著しい損害が発生するおそれがある事実を発見した場合、その事実
- 当社の監査役の同意を要する法定事項
- メディロムグループの内部統制システムの整備状況及びその運用状況

当社の監査役は、上記事項に限らず、その必要に応じ随時に、メディロムグループの各社の取締役、監査役及び使用人に対し報告を求めることができ、報告を求められた者は、速やかに適切な報告を行うものとする。メディロムグループの各社の取締役、監査役及び使用人(当該取締役、監査役及び使用人から報告を受けた者を含む。)は、メディロムグループの各社の業務の適正を確保するうえで当社の監査役に報告することが適切と判断する事項が生じた場合、当社の監査役に直接報告しなければならない。

当社の監査役は、内部通報制度の運用状況について四半期に一度報告を受ける。また、自らが必要と認めた場合、直ちに当該運用状況について報告させることができる。

- ⑨ 前号の報告をした者が当社の監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役は、前号の報告をした者がそのことを理由として不利な取扱いを受けないことを定めたメディロムグループ共通の規程を整備し、メディロムグループの各社に周知したうえで適切に運用する。

- ⑩ 当社の監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続等に関する方針

当社の取締役は、当社の監査役がその職務執行について生ずる費用の前払又は償還手続等を請求するときは、当社の監査役と協議のうえ制定した社内規程に基づき、監査役の職務の執行に必要なないと認められる場合を除き、速やかにこれを支払う。

- ⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、当社の代表取締役及び社外取締役との意見交換会を定期的に行う。また、当社の取締役は、当社の監査役の要請に基づき、当社の監査役がメディロムグループの各社の会議に出席する機会を確保する等、当社の

監査役の監査が実効的に行われるための体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前事業年度において米国ナスダック市場への上場を果たしたのにもない、また会社法上の大会社として、いわゆる「財務報告に係る内部統制システム」を構築し、適正な業務運営を確保することに努めて参りました。具体的には、米国サーベンス・オクスレー法に対応するための業務プロセスの文書化及び内部統制の不備の改善、業務システムのリプレース意思決定及び導入準備、経理担当者の補強を進めるとともに、業務を効率配置することで、決算プロセスの早期化・チェック体制の強化を推進しました。

また、(1)記載の業務の適正運用を監視・監督するための主な会議の開催状況として、取締役会は15回開催され、取締役の職務遂行の適法性を確保するとともに、当社と利害関係を有しない社外取締役がすべての取締役会に出席いたしました。また、監査役会は12回開催されました。

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換を行っております。

業務の運用状況の適正性を確認するため、内部監査室を設置し専任者を配置いたしました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、前事業年度において米国ナスダック市場に上場し、当社株式を裏付けとし、実質的に株式と同等の権利を有する預託証券（ADS）を海外市場に上場している日本企業として、市場における当社ADSの自由な取引を尊重し、会社の支配権の移転を伴う特定の者による当社株式の大規模な買付け等であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社株式の大規模な買付け等に係る提案に応じるかどうかについては、最終的には株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております

一方で、当社は、当社の財務及び事業の方針を決定する者は、当社の企業価値や経営理念、顧客等の当社のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。

そこで当社では、創業者であり代表取締役である江口康二を保有者とするA種種類株を発行しております。当該種類株式は、配当や残余財産の受取権において普通株と同等の権利を有する一方、組織再編、重要な財産の処分、新株の発行等

の会社の重要な意思決定に関し、同意権を有するいわゆる「黄金株」です。

当社は、当社株式の大規模な買付け等を行う者に対し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資する者であるかを社外取締役を含めた取締役会において判断し、万一当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると判定された場合には、当該大規模な株式の買付け等に対しては、本邦ならびに当社がADSを上場している米国法に鑑み適切な対応を取ることにより、株主の皆様が大規模な買付け等に応じるかどうかを検討するための情報・時間を確保するとともに、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守ることが必要であると考えております。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主の皆様への利益還元を経営の重要な施策の1つと位置付けており、将来における成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

しかしながら、当社は前事業年度において米国ナスダック市場に上場し、資金調達を実施したばかりであり、今後更なる成長実現のため積極的に事業投資を行っていく方針です。従って、事業から創出されるフリー・キャッシュフローが安定的に推移するまでの間は無配とする方針であります。

7. 重要事象等に関する事項

該当する事項はございません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。

以上

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,253,901	流動負債	1,652,580
現金及び預金	106,809	買掛金	12,339
売掛金	709,279	契約負債	503,301
たな卸資産	664	短期借入金	100,000
未収入金	89,887	一年以内長期借入金	123,460
短期貸付金	266,796	未払金	282,898
その他	202,582	未払法人税等	28,124
貸倒引当金	△ 122,119	預り金	428,283
固定資産	1,099,197	その他	174,173
有形固定資産	92,062	固定負債	731,078
建物附属設備	93,364	長期借入金	544,920
車両運搬具	9,547	長期未払金	6,713
工具器具備品	35,416	資産除去債務	39,236
減価償却累計額	△ 46,266	組織再編により生じた株式の特別勘定	140,208
無形固定資産	60,793	負債合計	2,383,658
ソフトウェア	26,575	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	33,694	株主資本	△ 37,213
その他	523	資本金	1,223,234
投資その他資産	946,341	資本剰余金	1,336,042
投資有価証券	53,020	資本準備金	1,234,234
関係会社株式	415,351	その他資本剰余金	101,808
長期未収入金	236,963	利益剰余金	△ 2,593,490
敷金保証金	266,476	その他利益剰余金	△ 2,593,490
その他	96,577	自己株式	△ 3,000
長期貸倒引当金	△ 122,047	新株予約権	6,653
資産合計	2,353,098	純資産合計	△ 30,560
		負債及び純資産合計	2,353,098

損益計算書

(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		1,852,932
売上原価		847,840
売上総利益		1,005,092
販売費及び一般管理費		1,158,278
営業損失		153,186
営業外収益		
受取利息	3,278	
貸倒引当金戻入	9,711	
為替差益	14,991	
その他の	21,166	49,148
営業外費用		
支払利息	12,112	
その他の	5,033	17,145
経常損失		121,183
特別利益		
新株予約権戻入益	117	117
特別損失		
固定資産除却損	257	
店舗閉鎖費用	6,554	6,812
税引前当期純損失		127,877
法人税、住民税及び事業税		11,661
当期純損失		139,539

株主資本等変動計算書

(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,179,413	1,190,413	101,808	1,292,221
会計方針の変更による累積的影響額				
遡及処理後当期首残高	1,179,413	1,190,413	101,808	1,292,221
当期変動額				
当期純損失				
新株の発行	43,821	43,821		43,821
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額計	43,821	43,821		43,821
当期末残高	1,223,234	1,234,234	101,808	1,336,042

残高及び変動事由	株主資本			
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	△ 2,095,539	△ 2,095,539	△ 3,000	373,094
会計方針の変更による累積的影響額	△ 358,411	△ 358,411		△ 358,411
遡及処理後当期首残高	△ 2,453,951	△ 2,453,951	△ 3,000	14,683
当期変動額				
当期純損失	△ 139,539	△ 139,539		△ 139,539
新株の発行				87,642
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額計	△ 139,539	△ 139,539		△ 51,897
当期末残高	△ 2,593,490	△ 2,593,490	△ 3,000	△ 37,213

残高及び変動事由	新株予約権	純資産合計
当期首残高	6,770	379,865
会計方針の変更による累積的影響額		△ 358,411
遡及処理後当期首残高	6,770	21,454
当期変動額		
当期純損失		△ 139,539
新株の発行		87,642
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 117	△ 117
当期変動額計	△ 117	△ 52,015
当期末残高	6,653	△ 30,560

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

当社は、当事業年度において153,186千円の営業損失、121,183円の経常損失、139,539千円の当期純損失を計上し、それぞれ2期連続の損失を計上いたしました。

また、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会。)等を当事業年度の期首から適用したことにより、フランチャイズ事業の加盟金収益を、契約時に一括で認識する方法から当該店舗の見積存続期間にわたって認識する方法に変更した結果、利益剰余金の期首残高が358,411千円減少しました。これらの結果、当事業年度末において、当社純資産は30,560千円の債務超過となっており、計算書類作成日時点から12ヶ月以内の資金繰りに懸念が生じる可能性があります。

また、当社は、当社発行のプリペイドカードについて、内閣総理大臣に資金決済に関する法律に基づく登録事業者として届け出ていますが、当事業年度末において、同法律第10条1項2号に定める純資産額を下回っております。これにより、同法第27条第1項1号(第三者型発行者に対する登録の取り消し)に基づいて内閣総理大臣が当社の届出事業者としての登録を取り消した場合には、同法20条第2項(保有者に対する前払式手段の払い戻し)に基づく払戻しが生じる可能性があります。

これらにより、当社は継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく、2022年6月に新株発行による公募増資を実施し、その後金融機関からの借入による資金調達を実施する予定であります。また、2022年4月から充電不要のウェアラブルトラッカー「MOTHER」の販売開始を予定しているほか、2022年3月から当社の完全子会社である株式会社ウィングで複数店舗の売却及び店舗運営業務の受託を進めており、当社グループ全体として財務状況の安定化を図ってまいります。

しかしながら、これらの対応策は実施途上であることから、現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

計算書類は継続企業を前提として作成されており、上記のような重要な不確実性の影響を反映しておりません。

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のないもの：移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

償却方法、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備：定額法 7～15年

車両運搬具：定率法 6年

工具器具備品：定率法 2～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年、5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、回収可能性を個別に検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

収益を認識するにあたっては、当社が主な事業としているフランチャイザー業務及びその他の販売について、顧客との契約に基づき履行義務を識別しており、通常は下記の時点で当社の履行義務を充足すると判断し収益を認識しております。

(1) フランチャイザー業務に係る収益

フランチャイジーとの契約の中で発生する加盟料、出店手数料、更新料及び営業代行受託権対価について、従来は、契約期間開始時に収益を認識しておりましたが、収益認識会計基準等に基づき、履行義務の識別及びその充足時点について検討を行った結果、関連する契約ごとに提供するサービスに対する支配が一定期間にわたり移転するため、主に契約期間の経過とともに一定期間にわたり履行義務が充足すると判断し収益を認識しております。

(2) その他の販売に係る収益

その他の販売に係る収益については、引渡時点で、顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、当該時点において収益を認識しております。

5. のれんの償却方法

5年間の均等償却を行っております。

6. 消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

1. 「収益認識に関する会計基準」等について

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日 企業会計基準委員会、以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。これらによる主な変更点は以下のとおりです。

フランチャイズに関する加盟料等

フランチャイジーとの契約の中で発生する加盟料、出店手数料、更新料及び営業代行受託権対価について、従来は、契約期間開始時に収益を認識しておりましたが、収益認識会計基準等に基づき、履行義務の識別及びその充足時点について検討を行った結果、関連する契約ごとに提供するサービスに対する支配が一定期間にわたり移転するため、主に契約期間の経過とともに一定期間にわたり履行義務が充足すると判断し収益を認識しております。

この結果、従来の方法に比べて、当事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が 33,144 千円増加しております。また、利益剰余金の期首残高は 358,411 千円減少しております。

(表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第 31 号 2020 年 3 月 31 日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

(新型コロナウイルス感染症の影響)

新型コロナウイルス感染症の影響により、当社が属する業界は当事業年度以降についても一時的な需要の低下が見込まれております。

このような状況は、感染の拡大が収束し、今後経済活動が再開するに伴い、2022年以降に当該感染症が拡大する前の水準に概ね回復していくものと仮定し、当社の会計上の見積りに反映しております。

しかしながら、この仮定は、今後の感染症の収束時期や各国の施策・経済情勢といった不確実性にも左右されることから、将来における実績は仮定に基づく見積りから乖離する可能性があります。

(関係会社投融資及び関係会社営業債権の評価)

1. 当事業年度に計算書類に計上した金額

関係会社株式	415,351千円
関係会社に対する短期貸付金	266,796千円
関係会社に対する売掛金	690,052千円
関係会社に対する貸倒引当金(流動)	122,119千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない関係会社株式の減損処理の要否は、取得価額と実質価額を比較することにより判定されており、実質価額が著しく低下した場合には、回収可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて減損処理を行っております。実質価額の回収可能性の判断に将来計画等を用いており、新型コロナウイルス感染症の収束時期を主要な仮定としております。

関係会社に対する貸付金及び売掛金については、個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を算定し、当該回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。当該回収不能見込額の見積りにあたっては、関係会社の財政状態等を考慮したうえで、支払能力を総合的に勘案して判断しております。

翌事業年度において関係会社の財政状態及び経営成績が悪化した場合、関係会社株式の減損処理や貸倒引当金の計上による損失が発生し、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 46,266 千円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務
 - (1) 担保に供している資産
 - 定期預金 81,524 千円

 - (2) 担保に係る債務
 - 一年以内長期借入金 73,464 千円
 - 長期借入金 221,416 千円
 - 294,880 千円

3. 保証債務
 - (1) 関係会社の店舗の家賃について、保証を行っております。
株式会社ウィング及び株式会社サワン 41 店舗 359,848 千円

 - (2) 関係会社の前払給料立替サービスについて、保証を行っております。
株式会社メディロム・ヒューマン・リソース 極度額 1,500 千円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
 - 短期金銭債権 1,164,354 千円
 - 短期金銭債務 652,137 千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高
 - (1) 営業取引による取引高
 - 収入 711,704 千円
 - 支出 466,903 千円

 - (2) 営業取引以外の取引による取引高
 - 収入 3,252 千円
 - 支出 591 千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

① 当事業年度末日における発行済株式の数

普通株式 4,975,000 株

A種類株式 1 株

② 当事業年度末日における自己株式の数

普通株式 92,500 株

③ 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

当事業年度中に支払った配当はありません。

(2) 当事業年度末日後に行う剰余金の配当

配当予定はありません。

④ 新株予約権に関する事項

当事業年度末日における新株予約権の目的となる株式の数

第5回新株予約権 普通株式 85,500 株

第7回新株予約権 普通株式 73,000 株

第8回新株予約権 普通株式 150,000 株

第9回新株予約権 普通株式 294,800 株

603,300 株

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画及び営業キャッシュ・フローの状況を基に、取締役会で必要な資金調達を計画し、取締役会決議を経て銀行借入により運転資金を調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、取引先企業との業務に関連する非上場株式等であり、発行会社の信用リスク及び市場リスクに晒されています。

貸付金は、貸付先に対する信用リスクに晒されております。

敷金保証金は、本社等の賃借に伴う敷金及び保証金であり、差入れ先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

借入金 は 運転資金 であり、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品のリスク管理体制

i. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)管理

当社は、営業債権及び貸付金について、各部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、期日管理及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や貸倒リスクの軽減を図っております。

ii. 市場リスクの管理

当社は、投資有価証券について、定期的に発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しております。

iii. 流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき月次で支払期日を把握し、返済計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価

2021年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)を参照ください。）

(単位：千円)

科目	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	106,793	106,793	—
(2) 売掛金(※1)	654,820	654,820	—
(3) 未収入金(※1)	69,703	69,703	—
(4) 短期貸付金(※1)	220,618	220,618	—
(5) 長期未収入金(※1)	114,916	114,916	—
資産計	1,166,851	1,166,851	—
(1) 買掛金	12,339	12,339	—
(2) 未払金	282,898	282,898	—
(3) 短期借入金	100,000	100,000	—
(4) 長期借入金(※2)	668,380	683,478	15,098
負債計	1,063,617	1,078,715	15,098

※1 貸倒引当金を控除しております。

※2 1年以内に返済される長期借入金も含めて表示しております。

(注1)．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金、(3)未収入金、(4)短期貸付金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期未収入金

回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額と近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1)買掛金、(2)未払金、(3)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2)．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
投資有価証券	53,020
関係会社株式	415,351
敷金保証金	266,476

これらについては市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(資産除去債務に関する注記)

1. 当該資産除去債務の概要

本社等及びリラカレッジの不動産賃貸借契約に伴う原状回復費用等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

本社等及びリラカレッジは工事施工業者から撤去費用の見積りを入手し、その見積金額に基づき算定した原状回復費として認識しました。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減は以下となります。

期首残高	143,326 千円
直営店の賃貸借契約締結に伴う増加額	16,939 千円
時の経過による調整額	235 千円
資産除去債務の履行等による減少額	△1,582 千円
会社分割による減少額	△117,840 千円
その他増減額 (△は減少)	△1,842 千円
期末残高	39,236 千円

(税効果に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

貸倒引当金	74,764 千円
建物附属設備	17,006 千円
関係会社株式	14,741 千円
未払事業税	5,040 千円
その他	52,486 千円
繰越欠損金	<u>596,747 千円</u>
繰延税金資産小計	<u>760,784 千円</u>
評価性引当額	<u>760,784 千円</u>
繰延税金資産合計	－千円

(企業結合等に関する注記)

(共通支配下の取引等)

当社は、2021年4月28日開催の取締役会決議に基づき、当社の店舗運営事業を、100%出資会社である株式会社ウィングに承継させる吸収分割を実施しました。

1 会社分割の概要

対象となった事業の名称及び事業の内容

事業の名称：店舗運営事業

事業の内容：リラクゼーションサロンの運営

① 会社分割日

2021年7月1日

② 会社分割の法的形式

当社を分割会社とし、当社100%出資子会社である株式会社ウィングを承継会社とする吸収分割。なお、本会社分割は、会社法第784条第2項の要件を満たすため、同項に基づき簡易分割により当社の株主総会による承認を得ずに行いました。

③ 承継会社の名称

株式会社ウィング

④ 取引の目的を含む取引の概要

当社は、グループ全体の経営判断の迅速化を目的とし、事業の効率化及び事業価値の最大化を図るため、当社は本格的に事業持株会社化することとし、グループ各社を再編、機能別会社へと移行しました。本会社分割はその一環としての取り組みであり、かつ、本会社分割により今後の機動的な施策の実行が可能となると考えております。

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号)、および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引として処理しています。

3 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

(単位：千円)

流動資産	97,720
固定資産	609,985
資産合計	707,706
流動負債	147,883
固定負債	700,030
負債合計	847,914

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社メディロム・ヒューマン・リソース	直接 100%	債務保証	—	—	—
			店舗運営の支援業務及び事務業務の受託	53,138	売掛金	47,443
			資金の貸付	216,141	短期貸付金	216,141
			利息の受取	1,229	—	—
			店舗運営の委託	394,969	—	—
			出向負担金支払	59,928	—	—
					未収入金	63,717
子会社	株式会社ウィング	直接 100%	債務保証	—	—	—
			被債務保証	—	—	—
			資金の貸付	136,200	—	—
			資金の返済	182,200	—	—
			利息の受取	1,551	—	—
			店舗運営の支援業務及び事務業務の受託	549,433	売掛金	562,528
子会社	株式会社ジョイハンズ・ウェルネス	直接 100%	店舗運営の支援業務及び事務業務の受託	108,332	売掛金	79,200
						未払金
子会社	株式会社サワン	直接 100%	債務保証	—	—	—
			資金の貸付	46,178	短期貸付金	46,178
			利息の受取	461	—	—
子会社	株式会社 ZAC	直接 60%	資金の借入	100,000	短期借入金	100,000

(注)1. 株式会社メディロム・ヒューマン・リソースのための債務保証は前払給料立替サービスについて債務保証を行ったものであります。株式会社ウィング及び株式会社サワンのための債務保証は、店舗の家賃について債務保証を行ったものであります。

(注)2. 当社の借入金 31,470 千円に対して、株式会社ウィングより、債務保証を受けております。なお、保証料の支払はありません。

(注)3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注)4. 店舗運営の支援業務及び事務業務の受託及び店舗業務の委託の取引条件につきましては、市場価格等を勘案して決定しております。

(注)5. 関係会社への債権等に対し、合計 102,353 千円の貸倒引当金を計上しております。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	氏名	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
役員	江口康二	直接 38.61%	当社代表取締役	被債務保証	-	-	-

(注)1. 被債務保証は、当社の銀行借入及び店舗の家賃について受けたものであります。なお、保証料の支払いは行っておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たりの純資産額 △ 7円 62銭
2. 1株当たりの当期純損失 28円 61銭

(注)当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はございません。

計算書類に係る附属明細書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形固定 資産	建物附属設備	162,922	32,350	103,952	19,182	72,138	21,225	93,364
	車両運搬具	6,633	-	-	2,208	4,424	5,123	9,547
	工具器具備品	13,280	9,787	210	7,357	15,499	19,916	35,416
	計	182,835	42,138	104,162	28,748	92,062	46,266	138,328
無形固定 資産	ソフトウェア	28,336	15,380	-	17,141	26,575	-	-
	ソフトウェア仮勘定	18,246	33,694	18,246	-	33,694	-	-
	のれん	65,788	22,544	75,750	12,582	-	-	-
	計	112,371	71,619	93,996	29,724	60,269	-	-

(注) 1. 当期増加額のうち、主要なものは以下のとおりであります。

(1) Web サイト及び自社開発アプリの制作

ソフトウェア仮勘定 23,486 千円

2. 当期減少額のうち、主要なものは以下のとおりであります。

(1) 組織再編に伴う、資産の減少

建物附属設備 102,382 千円

のれん 75,750 千円

2. 引当金の明細

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	271,713	74,541	102,088	244,166

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科目	金額	摘要
役員報酬	67,366	
給与手当	220,706	
法定福利費	37,053	
賃借料	70,674	
広告宣伝費	40,903	
旅費交通費	20,223	
支払手数料	77,955	
出向負担金	59,928	
研究開発費	26,301	
支払報酬	420,603	
租税公課	23,637	
減価償却費	35,924	
貸倒引当金繰入	15,281	
貸倒引当金戻入	△ 33,116	
貸倒損失	357	
その他	74,478	
計	1,158,278	

独立監査人の監査報告書

2022年3月29日

株式会社メディロム
取締役会 御中

監査法人奏令

東京都渋谷区

代表社員 公認会計士
業務執行社員

加藤 肇 

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メディロムの2021年1月1日から2021年12月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度において継続して営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、債務超過となっており、資金繰りに懸念が生じる可能性があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会、以下「収益認識会計基準」という。）等を早期適用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

株式会社メディロム
取締役会 御中

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの、第22期事業年度の取締役職務の執行に関し、各監査役が作成した報告書に基づき審議した結果、本監査報告書を作成いたしましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査方法とその内容

- (1) 監査役会は、監査方針や職務分担などを定め、各監査役から監査の実施状況と結果について報告を受け、各取締役から職務の施行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査基準に準拠し、監査方針や職務分担などに従い、情報収集に努め、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、各種重要書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産状況を調査致しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と情報交換を図り、必要に応じ事業報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針及び取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討しました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告および附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行についても不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は無いものと認めます。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及び運用状況は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備・運用状況については、継続的な改善が図られているものと認めます。
- ④ 事業報告に記載されている財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また、そのための取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人奏令の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 追記事項

常勤監査役の小松利彰氏は、元監査役である島田峰一氏より、十分に説明を受けたうえで認めます。

2022年4月11日

東京都港区台場二丁目3番1号
株式会社メディロム 監査役会

常勤監査役： 小松 利彰 ㊟

社外監査役： 佐藤 靖 ㊟

社外監査役： 狩生 司 ㊟